

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金 令和7年度第2期申請の主な変更点

拡大コース及び環境改善コース

○交付決定について

申請書類の整ったものから、順次交付決定を行う。
そのため予算上限に達した場合には、申請期間の途中でも受付を終了する場合がある。

○みなし大企業は対象外

本補助金は、国の「業務改善助成金」の取り扱いと同様、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業主などに該当する場合は、**みなし大企業とし対象外とする。**

○賃金引上げ労働者の算入要件の変更

雇い入れ後「3ヶ月以上」を経過した労働者から、雇い入れ後「6ヶ月以上」を経過した労働者へ変更

○対象外となる解雇要件の変更

申請日の前日又は賃金引き上げ日の早い方の日から起算して、「3ヶ月前の日から申請日まで」を「**6ヶ月前の日から申請日まで**」の間に当該事業場の労働者の解雇等を行っていないことに変更。

○交付申請の制限

令和7年度に令和7年4月以降の賃上げ分として、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（上乘せコース）、同補助金（拡大コース）または同補助金（環境改善コース）の交付申請を行い、交付決定を受けた事業場は申請することはできない。

○補助対象事業・経費について

補助対象外となる経費を変更。
一般車両や既存設備の撤去費・処分費用などは対象外経費に追加。
また、**社会保険労務士への申請手続きにかかる費用について、補助対象経費に納税証明書取得・発行費用は認めないこととする。**

○上乗せ要件の変更

上乗せ条件を以下のとおり変更する。

令和6年4月1日以降で、次のいずれかを満たした場合、

○厚生労働省のキャリアアップ助成金の支給決定通知を受けた事業所

○**スリーアップ実践企業の認証を受け、**令和6年4月1日以降にキャリアアップ・ユニバーシティの講座を修了した（見込みを含む）スリーアップ実践企業

○複数事業場の交付決定について

複数の事業場（支店や工場）を申請する場合、各交付決定額の合計を1事業者当たりの補助上限額1,000万円（上乗せ条件を満たす場合1,600万円）と比較し、少ない額を交付決定額とする。

令和7年度に令和7年4月以降の賃上げ分として、既に山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（上乗せコース）、同補助金（拡大コース）または同補助金（環境改善コース）の交付申請を行い、交付決定を受けた事業場がある場合は、合計額に合算して上記補助上限額を算定し、補助金額を決定する。

○補助対象経費の支払い方法について

支払い方法は、現金払いまたは申請者名義による銀行振込とする。小切手や手形、クレジットカードによる支払いは認めない。

○交付申請の添付書類について

添付書類について、一部修正・追加とする。

- ・見積書は一式とせず、内訳がわかるものを提出すること。
- ・設備を導入する予定の場所や既存設備の状況がわかる写真を提出すること。
- ・内装やレイアウトを変更する場合には、現状図面、変更後の図面を提出すること。
- ・賃金台帳の写しを6ヶ月分提出すること。
- ・豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証書の写しを提出すること。（上乗せに該当する場合）

※要綱、要領、Q&Aをよく確認の上、申請書を提出してください